

第 5 回
行 方 郡 合 併 協 議 会

平成16年6月10日（木）

行方郡合併協議会事務局

第5回行方郡合併協議会 会議録

●日時：平成16年6月10日（木）午後2時から3時58分

●場所：北浦町役場「大会議室」

●あいさつ

●議 事

（1）協議事項

①行方郡合併協議会会議運営規程の一部を改正する規程（案）について

②新市の事務所の位置について（継続）

③農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

④慣行の取扱いについて

⑤介護保険事業の取扱いについて

⑥電算システムの取扱いについて

（2）提案事項

①条例・規則等の取扱いについて

②事務組織及び機構の取扱いについて

③広報広聴関係事業について

（3）その他

● 出席委員（30名）

会長 横山 忠市	副会長 伊藤 孝一	副会長 坂本 俊彦
酒井 勝男	原 延征	高野 貫一
平野 晋一	齋藤 一男	成瀧 常松
茂木 正治	宮内 守	埴 仁
磯山 信也	磯山 茂男	橋詰 芳明
羽生 勇	宮内 勲	鈴木 忠芳
大川 久子	山崎 和久	坂本 瑞夫
篠塚 一郎	吉田 和江	大曾根輝江
平山 一巳	河野 秀雄	栗又 敏治
		大崎 博之

渡辺 博（笠尾卓朗委員の代理）

阿部 薫

※平山一巳委員は14:24から出席

●欠席委員（6名）

山崎 實 兼平 佳子 真家恵久子 額賀 宏 阿部 君子 藤咲 康二

●出席顧問

香取 衛

○一條事務局次長 本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます事務局の一條であります。よろしくお願いをいたします。

まず始めに、坂本副会長より開会のごあいさつをお願いしたいと思います。

○坂本副会長 改めまして、こんにちは。

本日は、この地方も梅雨に入ったということで、また、台風が何か発生しているというようなことで、本日はまた蒸し暑い中で、第5回の行方郡合併協議会にご苦勞さまでございます。また、本日は、北浦町の女性団体の皆さんに傍聴ということで参加していただきました。ありがとうございます。

5回目を迎えて、継続事項、重要事項等もありますが、慎重にご協議をいただきたいと思います。

ただいまより第5回行方郡合併協議会を開催いたします。

○一條事務局次長 それでは、横山会長よりごあいさつをお願いいたします。

○横山会長 本日は、大変お忙しい中、第5回行方郡合併協議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

開催回数も、本日で5回目を迎えたわけでございます。将来のまちづくりに向けまして、毎回、まさに真剣な議論をされていることにつきまして、非常に心強く感じているところでございます。お互いに、前回の会議におきましては、譲るところは譲ってやっていこうというようなご発言がありました。まさしくそのとおりだろうというふうに認識をいたしているところでございます。私も、伊藤町長も、坂本町長、そして、委員の皆様とともに、合併に向けて精いっぱい努力をしまいたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

さて、本日の協議事項でございますけれども、会議運営規程の改正、新市の事務所の位置、慣行の取り扱い、介護保険事業の取り扱い、電算システムの取り扱いを予定いたしております。皆様方には、忌憚のないご意見を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、あいさつとさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

○一條事務局次長 ありがとうございます。

それでは、早速議題に移りたいと思います。

合併協議会規約第10条第2項の規定により、横山会長に議長をお願いし、議事を進めていただきたいと思います。

会長、よろしくお願いをいたします。

○横山会長 それでは、規約に従いまして議長を務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いをいたしたいと思います。

なお、本日の出席委員は29名でございます。協議会規約第10条第1項の規定によります定足数に達しておりますことをご報告いたしたいと思います。

それでは、次第に従いまして議事を進めさせていただきますと思います。

まず、協議事項の①でありますけれども、行方郡合併協議会会議運営規程の一部を改正する規程（案）についてを議題とさせていただきます。

前回、会議録署名人が必要とのご意見が出されましたことから、会議運営規程を改正しようとする内容かと思っています。

事務局から説明をお願いいたしたいと思います。

○江寺事務局次長 事務局の江寺でございます。よろしくお願い申し上げます。

本日お配りをさせていただきました協議事項の①ということで、行方郡合併協議会会議運営規程の一部を改正する規程の案でございます。お手元にお配りしてあります資料をごらんいただきたいと思います。

そちらの資料、行方郡合併協議会会議運営規程の一部を次のように改正するというので、第6条に次の1項を加えるというものでございます。第2項といたしまして、「議長は、出席委員のうちから2名を会議録署名人として指名するものとする」ということで、附則に書いてございますが、平成16年6月10日から施行するというので、本日から施行させていただきたいということでございます。

その次のページに、現在の会議運営規程を載せさせていただいてございます。ただいまご説明を申し上げました第6条でございますが、会議録についての規程でございます。現在の規程によりますと、会議録を調製する内容ということで、4つほどここに載せさせていただいてございますので、この後に、第2項といたしまして、先ほど申し上げました内容を載せさせていただきたいという規程の改正案ということでございます。

なお、この2名につきましては、県内の法定協議会のうちで会議運営規程に会議録署名人の規程がございますところを5つうちの方で確認をさせていただきましたけれども、そのうち4つが2名ということで、ただし、4つのうち1つの協議会につきましては構成団体が2つということでございます。残りの1つにつきましては、これは3つの自治体による合併協議会でございますが、そこにつきましては3名というようなところで確認をしたところでございます。それらを踏まえまして、今回2名の会議録署名人ということで今回提案をさせていただくものでございます。よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

○横山会長 事務局からの説明が終わりました。ご意見、ご質問をお願いいたしたいと思います。

茂木委員さん、お願いします。

○茂木委員 麻生の茂木と申します。どうもご苦労さまでございます。

ただいま事務局の方からご説明がございまして、何か1カ所3町で合併協をやっているところの署名委員は3名だというようなお話がございましたけれども、麻生、玉造、北浦というふうに3町でやっているの、3名の方がよいのかなというふうに私個人的に思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○横山会長 ただいま茂木委員さんの質問に、事務局で答えをお願いしたいと思います。

○江寺事務局次長 ただいまご意見いただいたところでございますけれども、基本的に、会議録のご確認をいただくということでありましたので、先ほどほかの事例を踏まえて、2名という形で今回提案をさせていただいたものでございます。会議録署名人の規定につきましても、この人数につきましても、この協議会の委員さん方が

この会議運営上必要だと思われる内容、そういうような位置づけということでご協議をいただいてご決定いただければと思いますので、この協議会の中で決定していただければ、そういうようにこちらも改正なり、このままということなりさせていただきたいというふうに思います。

○横山会長 ただいま事務局から説明をいたしました。

ほかにありますか。

橋詰委員さん、お願いします。

○橋詰委員 橋詰です。

会議録署名人は、その都度の署名人は、議長これ選出ですか、会議録署名人。そうしますと、3町ありまして、その都度A町・B町、C町・A町という形で2名がそれぞれぐるぐる変わってくるということになれば、2名でも差し支えはなかろうかというような気がしますので、それは、うちの方では反対と。

○横山会長 それじゃ、もう一回茂木委員さんお願いします。

○茂木委員 会議録署名人というのは、会議が終わってから、会議録録音テープから取り出して、それで、最後に署名するというような形で、それで、恐らく出席委員の方で順番ずつやっていくと思います、これは。そうすると、確かに2名でもいいと思うんですけども、2名よりは、各町村から1人ずつその都度出ていって順番で署名なされるのが、常識的にそんな方がいいのかなというふうに思いますので、皆さんご検討ください。

○横山会長 異議ありませんか。

それじゃ、3名か2名かと。事務局の案は2名なんですけれども、2名か3名で。3名でもいいですか。

○橋詰委員 格別、2名も3名も今のような根拠ですので、声を大きくして反対するわけじゃありません。3名で十分結構です。

○横山会長 それでは、皆さんにお取り計らいをいたしたいと思います。

3名という話が出ましたけれども、これについて、どうでしょうか。

(異議なし)

○横山会長 異議なしということでありますので、議事録署名人は3名ということに修正をお願いいたしたいと思います。

それでは、3名と会議運営規程が改正されましたので、本日の会議の会議録署名人を指名したいと思います。

まず、麻生町の茂木委員さん、北浦町の前委員さん、玉造町の鈴木委員さんをお願いをいたしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

続きまして、協議事項の②でございますけれども、新市の事務所の位置を議題といたします。

前回の協議会におきまして、新庁舎を建設することが決定をされました。建設の位置、時期につきましては、新市において必要な検討組織を設置し、調査検討を行うことになろうかと思えます。したがって、「新市の事務所の位置について」の協定項目におきましては、建設するまでの当面の事務所の位置について協議をお願いいたしたいと思えます。

また、事務所の設置方式についてであります。前回、事務局に資料をお願いしてあります。組織・機構にかかわる内容にかなり踏み込んでまいりました。そこで、事務所の設置方式につきましては、「事務組織及び機構の取り扱い」の協定項目において協議をすることにしたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

なお、事務組織及び機構につきましては、本日の提案事項となっておりますので、次回に協議をお願いすることというふうになります。前回までの流れもございますので、提案の資料のうち事務所の設置方式に関する部分につきましては事務局より説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○江寺事務局次長 それでは、ただいま会長からありましたが、前回、事務所の設置方式について、より具体的にどのようなお話がありましたので、今回作成をさせていただきました。課の配置等、事務組織、機構ということにかなり踏み込んだ内容になってございますので、それらの考え方も踏まえて、今回、事務組織及び機構という形で本日提案を申し上げ、次回ご協議いただくというような形で資料の方をつくってございます。

きょうお配りさせていただきました第5回の協議会の提案事項資料の方、6ページをごらんいただきたいと思います。

6ページ以降が、事務組織及び機構の取り扱いでございます。ただいま会長から事務所の設置方式に係る部分の説明をということでありましたけれども、全体わかりやすくということで説明をさせてもらうという観点から、最初のところから読まさせていただきたいというふうに思います。

まず、6ページの中段、留意事項等の欄でございますが、まず、1番のところには、合併までに事務組織というのは当然調整をしておく必要があるということ、それから、新市においては、これは、条例、規則で定めることとなりますけれども、そのときには新しい市長さん不在でございます。職務執行者が合併の日に条例を施行するということとなりますので、その観点からも十分調整を行っていく必要があるという内容でございます。

それから、2番目といたしまして、調整に当たっては、住民サービスの低下を招かないよう十分に配慮するとともに、行財政改革の観点から常にその組織・機構を見直し効率化を図ることも重要と考えられます。その他、事務担当者の専門性を高め、加えて指揮命令系統や責任の所在を明確にするなど、組織の強化、そして基盤強化ということを図ることも必要と考えられます。

また、以下で、住民サービスに急激な変化を来すことのないように配慮することも重要と思われまうというようなこと、それらを踏まえまして、調整方針（案）に、これから事務組織・機構を整備するための考え方を打ち出しております。

1番といたしましては、これまで事務所の位置に絡みましていろいろご議論いただいておりますけれども、現在の3町の庁舎を有効活用した組織及び機構とし、合併時までに具体的な調整を行うとするものでございます。

2番目といたしましては、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮をするものとするというのが一つ重要な条件かなというふうに思います。それから、3番目といたしまして、新市の組織及び機構は、定員の適正化を図りながら、次の方針に基づき、順次段階を追ってより効率的体制を整備するというものでございます。これは、

一般職の取り扱いの部分でもご説明を申し上げましたが、現在の3町職員が新市の職員として新市に引き継がれるということになるわけですが、将来的に、定員の適正化、簡単に言えば職員削減ということに伴うものでございますので、それにあわせて効率的体制、そして、組織の内容も見直し整備を図っていく必要があるという内容でございます。

そして、次の方針ということで、①から⑤を載せさせていただいてございます。住民が利用しやすく、住民の声を適正に反映できる組織・機構であること、簡素かつ効率的で、指揮命令系統、責任の所在が明確な組織・機構であること、新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構であること、地方分権時代における新たな行政課題に速やかに対応できる組織・機構であること、事務の効率化、住民の利便性を図るための電子行政の推進を図るということを整備の一つの方針、こんな形でここに掲げさせていただきます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

7ページが、現在の3町の組織図でございますので、これにつきましては皆さんご案内のとおりで、ほぼ3町とも類似の形態でございますので、説明は省略させていただきます。

8ページをごらんいただきたいと思います。

こちらが、前回のご指示のもとに事務局の方でまとめた資料でございますが、先ほどの調整方針等を踏まえまして、あくまでも今考えられる庁舎のあり方、設置方式のイメージという形でご理解をいただきたいというふうに思います。

まず、1番でございますけれども、事務所の設置方式ということで、本庁方式、分庁方式、総合支所方式をこれまで挙げましたけれども、それぞれ他との共通点を有しております。これらをもとにして、いろいろなバリエーションというのも当然考えられるということになります。

そして、2番目といたしまして、協議会では、当面の事務所の設置方式として、効率性の観点、住民サービスの確保の観点、それぞれ分庁方式であるとか総合支所方式をそれぞれ推す意見というのも出ております。その後、双方のよい点を踏まえた形で、混在型というのもあるだろうというふうな形で提案をしていただきました。

本資料は、住民サービス、そして効率性ということ、すべて100%両立するということは当然不可能な話でございますけれども、一番いいところで調和をさせるということを考えていきたいということ、加えて、新庁舎建設後、当然これは、本庁方式、そのほか支所なり出張所というのもあるのかもしれませんが、本庁方式を基本にするというふうな形になろうかと思いますが、それを見据えて、現時点で事務局が考える望ましい形として今回整理をさせていただいたという内容でございます。

その波線の枠でくくってあるのがそのイメージということで、まず、前回までご議論いただいた分庁方式なり総合支所方式の中間的な形という形で今回整理をさせていただいたということでございます。事務事業というのは、一つの指揮命令系統に基づいて運営するというのが一つの原則ということになると思いますが、庁舎のスペース上の問題もありまして、一つの庁舎には集約できないということもありますので、3つの庁舎の業務を統括する部署を主幹課という形で3つの庁舎に分散をするということに、現実的な対応がそういうことになるのかな

というふうに思われるということでございます。

それから、中段以降に、市民サービス部門というふうに書いてございます。主幹課として配置されなかった業務について、市民サービス部門ということで、それぞれの庁舎に不足するものを配置したいというものでございます。ただし、主幹課の部分は、担当課というふうに表現をしてございますが、その下は、担当（課・室）ということでございます。これは、先ほど留意事項のところにもありましたけれども、激変緩和ということもありますし、職員の適正化ということも当然あるわけでございますので、そのあり方というのは、合併した時点、それから数年後というのは当然変わってくるのかなと思います。それらを踏まえて、住民サービス部門というのはいろいろまた変わっていくということでございます。

そして、米印のところごらんいただきますと、施設規模から判断しますと、各庁舎における職員数というのは、合併時には平均化する必要があるということでございます。平均化しませんが、どこかの庁舎がパンクということもありますので、職員数についてはそういう形で合併当初スタートをさせていただくというふうな形になろうかというものでございます。

注意事項といたしまして、本資料は、事務所の設置方式や組織等の例示資料という形の位置づけですということ、それから、課、部というのも当然これから議論でももしかすると変わるかもしれませんが、そういう編成、それから、各庁舎の課の具体的な配置、それから職員の配置というのは今後具体的検討を行う段階でありますので、あくまでもそういうベースで作成したというのが1点でございます。

それから、なお書きにありますが、住民サービス、定員の適正化、新庁舎建設後の本庁方式への移行のため、例えば、合併時には総合支所方式に近い形がある程度想定もされるのかな。それから、新庁舎建設する前であれば、本庁方式へ移行しやすい分庁方式に近い形等も考えられるのかな。そういうものをいろいろイメージしながら、また、皆様の声をいただきながら、具体的調整ということをして今後やっていくという段階での資料ということでございます。

今回、あくまでもイメージという形でございますけれども、事務局で考える新しい事務所の設置方式、設置の案ということの資料でございます。

○横山会長　ありがとうございました。

ただいま説明が終わりました。事務所の設置方式についての質問、あわせて、新庁舎建設までの条例上の事務所の位置についてのご意見を伺いたいというふうに思います。

何かございますか。

宮内委員さん、お願いします。

○宮内勲委員　これは、質問的なものなんですけれども、新庁舎の位置の件ですけれども、先ほど会長のあいさつの中で事務所とおっしゃいましたけれども、その事務所というのは、新庁舎の仮事務所になるあたりのことを言ったのでしょうか。あるいは、半永久的な新庁舎の位置を指したのでしょうか。

それから、もう1点は、将来というか、近い将来か、あるいは先の将来か、とにかく将来、行方郡が一つの市

に発展するというような合併も考えられるのか、そういう必要はないのか。それによつては、庁舎の位置というようなものも考えに含めたいと思うんですが、そういう点でお伺いいたします。

○横山会長 それでは、会長の方から新市の事務所の位置という格付でありますけれども、これは、皆さんと協議して、麻生と北浦と玉造の役場を使おうということに決定したんです。それで、その中で、いわゆるわかりやすく言えば、公文書を発行する住所、今度は市ができますから、その中の3町の中の1つをその事務所の位置にしておくといけないと。その事務所の位置のことを議論しているんです。

それから、新しい行方郡の話が出ましたけれども、確かに、県の方の指導では、行方郡は一つだよというような指導はございます。しかしながら、今私どもは、麻生と北浦と玉造の合併に向かって一生懸命頑張っているということで、その今潮来市のことを言っているんだろーと思いますけれども、そちらまではとても今の段階では頭が回っておりません。3人とも3町長さうだろーと思います。ですから、まず、3町のこの議論を明確に皆さん3町で行っていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それで、先般、事務所の位置につきまして皆さんに議論をしていただきました。その中で、事務所の位置は麻生にしたいという麻生の委員さんからの提案がございました。続きまして、いや、事務所の位置は玉造がいいんだというような提案がございました。それで継続審議になった経過がございます。そういう中で、今、きょうは、事務所の設置方式について事務局から説明をしたわけでありましてけれども、まず最初に、この事務所の位置について、皆さん何かお話がございますか。

宮内委員さん、お願いします。

○宮内守委員 どうもご苦労さまです。北浦の宮内です。

ただいまの会長さんの方からお話がございました事務所の位置ですけれども、実は、きょうは大変北浦のご町民の方多いものですから、大変発言しやすいなと思って今いるわけですけれども、その前に、先ほどおさらいで大変申しわけないんですけれども、前回は、麻生町の方の委員さんと、それから、玉造町の委員さんの方から手を挙げていただいてあったわけですが、それをもう一度ここで確認していただいて、それから北浦の方でも発言をしたいというふうに思っております。それは、なぜかという、一応皆さんに聞いていったらどうかなということもありますものですから、よろしく願いしたいと思います。

○横山会長 それじゃ、宮内委員さんの方から、もう一回麻生さんと玉造さんのあの議論をお聞きしたいというお話でございます。差し支えなかったら、まず麻生町さんの方から願いをしたいと思います。

ちょっとお待ちください。今、酒井委員さんからお話があるそうであります。

○酒井委員 麻生の議長の酒井でございます。

今、北浦の宮内委員さんからお話がありましたが、傍聴が来ているから前回のやつをここで再現しろというのは少しどうかと私は思いますし、恐らく宮内委員さん、この前の法定協に出ていますから、事情を十二分にわかっていると思うんです。そういうような中で、もっと紳士的に、きちっと北浦さんの意見があるのなら発表をしていただいて、そこで審議をするのが筋道かと思しますので、私はそのようにお願いしたいと思います。会長、

よろしくお願いします。

○横山会長 今、酒井委員さんの方から、再現はなしにして、何かご質問、それからご要望があればお願いしたいということでありますので、よろしいですか。

宮内委員さん、お願いします。

○宮内守委員 それでは、前回、麻生町の方から立候補がありました。あるいは、玉造の方からも立候補あったわけです。それぞれの理由があったわけですが、私ども北浦町におきましても、その協議会の結果を受けて協議検討いたしました。この事務所の建設の時期ということも一つ関連してくるのでございますが、北浦町としては、なるべく速やかに、前期5年のうちに新しい事務所を建てるということにおいて、行政改革の原点というか、早く一体性を持って効率のいい行政をする、あるいは玉造、麻生、北浦が一つになるというふうな発想を早くしていただくということが、どういうふうに玉造町、麻生町の委員さんは思っているのかと。前段、麻生町は、将来建設するということだけでありまして、それから、玉造さんは、10年間の特例債が使える期間に新庁の建設計画を盛り込むんだということであったものですから、それでは、北浦ではだめだよと。そういう考えならば、北浦町も事務所の位置に立候補しようと。それは、きょう皆さん来ていただいているからおわかりになるわけですが、非常に自然環境も豊かだし、公民館、文化会館、いろいろなものが集中的にあるということで、北浦町もそういう意味では事務所の位置について立候補させていただこうということになりましたので、ご報告させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○横山会長 ただいま宮内委員さんの方から、北浦町さんも事務所の位置が北浦がいいですよというようなことで提案があったということであります。これで、麻生、玉造、北浦さん3町とも、自分の町の役場ですか、これを事務所の位置に推薦をしたいというようなお話でございます。

これは、1つの事務所の位置に3つが立候補したということでありますから、これからいろいろ調整をし、また、ご審議をしていかなければならないと思います。

それと同時に、先ほど新しい市庁舎の建設のお話が出ました。これは、この合併協議会でいつ建設するとか、それから、どのような場所に建設をするのかとか、そういうものを決める問題ではございません。これは、この合併協議会では、いわゆる市庁舎を建設する、その建設計画にそれを取り入れるということを皆さんにご議論をしていただいて、そして、建設計画にそれをのせるということでございます。したがって、建設計画のそののせたものを新しい執行部、新しい議員さん、新しいいろいろな各種団体の方々が、これから検討委員会とかいろいろ新しい市になったら立ち上げて、そして議論をして、新しい市庁舎の位置、そして、もう一つは、やはり財源であろうと思います。その財源は、やはり行財政改革がどのように進行していくか、そういうことによって、新しい執行部が検討していく問題でありますから、今ここで3町で、そのいつ建てるとか、場所はどこだとかという議論はちょっと控えていただきたいというように思います。それをしますと、もう先へは進めません。ですから、新しい市庁舎は、いわゆる計画にのせますけれども、その新しい市庁舎を建設するまでは、麻生と北浦と玉造の役場を使ってその行政を行っていかうというのが今の話でありますから、それで、事務所の位置、いわゆ

る公文書を発行する住所ですね、それが、3町の住所を使うわけにいきませんから、これを一つの事務所にするということを皆さんに決めていただきたい。

そして、今度は、ここに今事務局でお話ししましたが、その設置方式、いわゆるその3町の中にどのような設置の仕方を各課とか部とかそういうものをしてほしいかということは、これは一緒に議論しなくてはならないんだろうけれども、そういうこれから議論をしていただきたいというふうに思っています。

きょうの結論は、3町が3町とも自分のところで事務所の位置にしたいというような話でありますから……。埧委員さん、ちょっと助けてください。

○埧委員 玉造の埧です。よろしくお願いします。

今、会長が言うとおりの、各町がそれぞれ出そろったわけですね、自分のところへ欲しい。というのは、今、会長が言うとおりの、公文書を発行するところが欲しいというようなことでのこの各町の主張だと思うんですが、その中で、なぜ欲しいかという、そこが、最終的には本部というか、新庁舎の位置になってしまうのかというようにそれぞれが心配の中での発言だと思うので、3町が出そろったところで、もう一回よくすり合わせをして決めていければいいのかなというふうには思います。そうでないと、これこのままいったら、うちの方欲しい、あっちが欲しいということになると絶対にまとまらない。今、会長が言うとおりの、ここでご破算ということになる可能性もありますので、せっかく合併の協議会を立ち上げて、こうしてみんなで頭を痛めてやっているんですから、もう少し大人になっていただいて、もう一回協議していただいた方がいいのかなというふうに思いますので、よろしくお願いしますと思います。

○横山会長 ただいまの埧委員さんの方からお話がありました。

それで、皆さんにお諮りをしたいと思います。このこれからの議論につきまして、事務所の位置と、それから事務所の設置方式、これをわかりやすく一緒に議論をしていった方がいいか、それとも別々に、事務所の位置は事務所の位置、そして、設置方式は設置方式というふうに分けた方がいいか、ちょっと今皆さんに考えていただきたいと思います。これ大事なことなんですね、議論が行ったり来たりします。

埧委員さん、お願いします。

○埧委員 これ分けてやってもらった方がいいのかなというふうに思います。各町の今の庁舎を使うということになっていますので、分けていただいて、それで分庁舎方式か総合支所方式かということで議論をしていただいた方がいいのかなというふうには思いますけれども、お願いしたいと思います。

○横山会長 当面の事務所の位置を議論して決定をして、そして、設置方式、その3町の役場にどういう課を、混在型とかいろいろ出ましたね、総合支所方式とか。そういうものを議論して、どのような設置の仕方がいいのか。事務局の提案もあるだろうし、そういうものを議論したりするということによろしいですか。違う。じゃ、もう一回、橋詰さん、お願いします。

○橋詰委員 それは、今、埧委員が言ったのは、事務所の位置は、将来の本庁舎につながる問題だから、それは後にして、設置方式と事務所の位置を分けて協議したらどうかというような提案をしているわけなんです。だか

ら、会長、ちょっとそれは誤解です。

○横山会長 誤解じゃなくて、橋詰委員さん、事務所の位置ができないようでは進まないですよ。それは後回しにできないんです、絶対に。これは決めなくてはいけない、3町のうち1つを。決まらなかったら、それで終わりですよ。これは、事務所の位置がないまま公文書なんかそろいませんから。

じゃ、宮内さん。

○宮内守委員 今の位置と設置方式は分けて議論した方がいいと思います。そして、やはり今おっしゃったように、位置の方を先に決めることによって、後の方式が決まってくるのかなということだと思います。

先ほどこちと立候補させていただいて、蛇足ですけれども、申しわけないですが、私どもの思いということでは皆さんに伝えておきたいのは、やはり10年間今のような状況であるわけではないとは思いますが、そういうことで継続していくと、やはりなぜ合併したのかということがあるということで、北浦町としてはそういう意見が出たところでございます。また、あと、特例債というのが10年間ということでございますので、10年先が見えないという、その責任はどういうふうに感じるんだということの中でのなるべく早くというお話があったので、そういう思いということでお伝えしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○横山会長 今、宮内委員さんの方からお話がありまして……。

齋藤委員さん、じゃ。

○齋藤委員 北浦の齋藤です。

ただいまうちの方の委員長から説明があったんですけれども、玉造さんの方で、もっと大人になって進めていこうよというような意見もあります。ただ、私どもも前は、私の方にとことは北浦は申しませんでした。大人になって考えていたつもりなんですけれども、麻生さんは麻生さん、玉造さんは玉造さんで意見を述べました。その後、私ども帰りまして、2町が名乗り上げたのに我々は何だと、おまえらは何をやっているんだと、そういう意見があったのも事実です。ですから、私どもの身になっていただいて、いろいろご理解をいただきたい。委員長（宮内守委員）は、そういう意味で立候補したのではございません。お互いが理解を深めてやっていこうということです。

○横山会長 全くこちら側もそのような感じがします。ですから、今、いわゆる先ほどから議論しています、提案今しております事務所の位置と設置方式を別々に協議した方がいいと今、宮内さんも言いました。麻生の委員さんはどうですか。

磯山委員さん。

○磯山信也委員 麻生の磯山でございます。

まず、今、会長からの問いに対して、麻生町といたしましては事務所の位置と設置形態については分けて検討すべきだろうという考えでございます。ぜひ、事務所の位置についての議論と設置方式については分けた段階で議論をしていきたいなと思います。

それから、今、麻生、北浦、玉造が我々のところという話をしましたが、私、常々この合併協議会というも

のがどういうものであるべきなのかということを考えておる一人でございます。確かに、玉造の代表として来ている委員さん、北浦の代表として来ている委員さん、麻生町の代表として来ている我々委員ではございますが、この場合は、各町から集まっておりますけれども、3町の合併をなし遂げようという協議会でございます。だから、事務所の位置のことでございますので、各自分たちの町という言葉が出ましたが、各町民の代表として我々はここに集まっておるわけでございますから、この法定協の最初に会長さんから委嘱状をもらったときには、あなたたちは麻生町の代表ですよという委嘱状ではなかったはずでございます。この法定協の委員として委嘱しますよということですので、でき得れば、会長さんにこれを継続としていただきまして、何らかの機会を持ちまして、3町でもっとこの本当に3町の合併をやるのにはどれが一番いいのか、そういうことをまた協議していくのがやはり大人なのかなという感じはします。そういうことで、私といたしましては、事務所の位置と設置方式は別々にやるのが必要だと思っておりますのと、この事務所の位置につきましてはもう少し時間をいただけるように、会長の方から継続の決定をしていただきたいと思います。

以上。

○横山会長 ありがとうございます。

じゃ、山崎委員さん。

○山崎和久委員 北浦の山崎です。

事務所の位置のことですが、この前に、周りの友人、住民といろいろ合併の話をしたんですが、住民は、事務所の位置を、言いかえれば本庁かもしれないですけども、そんなにここで各町の委員さん、議員さんと言ったらいいかどうかかわからないですけども、そんなにこだわっていないような気がするんです。さっき玉造の委員さんが言った、合併の本当の目的というのは行政の効率化とかいろいろありますけれども、かえってその方をよく言われます。事務所の位置そのものは、何か住民から見ると引っ張り合いというか、そういう感じがしてなりません。

もう一つ、事務所の位置と、事務所の分庁方式か総合支所方式かありますけれども、それも一緒にいいんじゃないかと思います。さっき言った事務所の位置というのは、文書を発行する住所だということで、じゃほかの課と大体同じような位置づけ、住民から見れば、そういうものじゃないかと思うんです。ですから、自分だけ一緒にするというのはなかなか難しいかと思うんですけども、私はそう思います。ただ、事務所の位置を決めるのに、やっぱりいろいろ話し合って、引っ張り合いじゃなく、住民も気にしていますし、逆にそんなにこだわっていない人もいますし、行政の効率化を一番に考えて決断してほしいと思います。

以上です。

○横山会長 ありがとうございます。

全くそのとおりだと思いますね。そういう議論を皆さんにお願いをしたいというふうに思います。しかしながら、これは、どちらの方法でいくかというのについては、山崎さん、決めなくてはいけない。いわゆる別々に議論をするのか、一緒にするのかということについて、今までは、大体別々に議論をしましょうと。いわゆる事務

所の位置と、それから設置方式についてはというここまできたんですね。それでよろしいですか。

○山崎和久委員 結構です。

○横山会長 じゃ、玉造の委員さんもいいですね。

それじゃ、そのようにこれから議論をしたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それで、本日のこの提案につきましては継続協議ということにいたしたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

はい。

○高野委員 玉造町の高野です。

今、会長一生懸命皆さんに説明をきちんとされておるようでございます。また、これも継続ということになろうと思いますけれども、ぜひとも、ここいろいろな手を挙げているのは、さっき山崎委員の方からありましたとおり、議員さんがほとんどいろいろなことを論じていて、一般の学識経験者の方がほとんど出ないという状況を見ると、我が町を愛する議員さんですから、これまた当然出ても結構ですけれども、多分継続審議になったときも含めて、町民の皆さんのご意見、趣旨をきちんと聞いた中で我々も議論をしなくてはならないと思います。これ会長が言っているとおり、当然、公文書の発送に関しましては、その地番、その事務所がなければならないわけでありますから、その一つの役目を果たすのには、やはり我々は、我々だけで決められない。かえって、この次の法定協までには地域の方々の意見をよく聞いて継続にするように、会長さん、お願いをしたいと思います。

○横山会長 それでは、今、玉造の高野委員さんの方からお話ございましたように、次の協議会においていろいろ議論をいたします。その前に、いろいろ住民の方々、そして、議会は議会、そういう組織の中でひとつ議論をしていただいて、次は、公文書を発する事務所の位置、麻生がいいか、北浦がいいか、玉造がいいか、そこらの調整を図ってここに臨んでいただければ幸いであるというふうに思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それじゃ、大分議論も白熱しておりますので、3時10分まで休憩をさせていただきます。

(休憩)

○横山会長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きたいと思います。

続きまして、協議事項の③でありますけれども、農業委員会委員の定数及び任期の取り扱いについてであります。

ただいま農業委員会の方にも、在任特例等にかかわる考え方などを整理してもらっておるところでございます。それらも踏まえまして協議を行う必要があろうかと思っておりますので、次回以降協議することとしたいと思っております。

これにつきましては、事務局からの説明はよろしいですか。しますか。

それじゃ、委員さんで、農業委員会の方から何かお話があった方お願いをいたしたいと思っております。

○酒井委員 麻生の酒井です。

実は、前回のときに、私いわゆる農業委員さんの問題について確認をしました。きょう皆さんの手元、これ一

部改正の概要ということで配られておるようですので、前回の答えと一部違ってはいますが、当然これ農業委員さんの身分資格に関するものですので、農業委員の方々にご相談申し上げました、麻生としては。それで、とりあえず農業委員会の会長さん、きょう傍聴にお見えでございますけれども、農業委員会としては、一度郡の農業委員会で集まって協議をしたい。そして、協議をした上で、答申が出たら再度改めてこの協議会へお願いをしたいというようなことなので、それまで継続審議にしてほしいというようなことを伺っております。そういうことでございますので、皆さん方のご了解が得られれば、この農業委員さんの問題については、農業委員会からの答申が上がるまで継続審議でお願いをしたいと思いますので、会長、よろしくお願いします。

○横山会長 ただいま酒井委員さんの方からのお話がありました。これにつきまして、ご賛同いただけますでしょうか。

(異議なし)

○横山会長 それでは、農業委員の定数及び任期の取り扱いにつきましては、継続協議とさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、協議事項の④でありますけれども、慣行の取り扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○永峰総務班長 事務局の永峰でございます。

前回、提案事項ということでお配りした資料の6ページをごらんいただきたいと思います。ご説明の方簡潔にさせていただきたいと存じます。

まず、それぞれ3町の町章、町民憲章、町のいわゆる花木鳥、それぞれ制定されております。町章につきましては、それぞれ昭和33年、昭和34年にごらんのような形で制定がなされております。また、町民憲章につきましては昭和60年、あるいは平成4年に、それぞれごらんいただいていますような内容で制定がなされております。さらに、花木鳥、一部同じような内容のものもございますけれども、それぞれの町で、それぞれの考え方で制定されておるものでございます。

それで、これらの取り扱いにつきまして、6ページの2段目あたりの調整方針(案)といたしまして、市章、市民憲章、市の花、木、鳥等は、新市において調整をするというところでご提案を申し上げるところでございます。

なお、7ページ以降に、先進事例の取り扱いということで、参考に何件か掲載してございますので、こちらを参考にごらんいただければと思います。

説明の方は以上でございます。

○横山会長 ありがとうございます。

事務局からの説明が終わりました。皆さんにご意見を伺いたいと思います。何かありますか。

(なし)

○横山会長 ないようでございますので、調整方針の案のとおり決定をしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○横山会長 それでは、そのように決定をさせていただきたいと思います。

次に、協議事項の⑤でございますけれども、介護保険事業の取り扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○阿部書記 事務局書記の阿部でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料の方9ページをお開きいただきます。

協定項目21番、介護保険事業の取り扱いについてご審議をいただきます。

調整方針の前に、事務事業のご説明をちょっとさせていただきます。

10ページをごらんいただきます。

保険料及び納付方法でございますが、まず、保険料につきまして、これは、平成15年度から17年度までの第2期市町村介護保険事業計画に基づいた基準額により算出した保険料でございます。ごらんのとおり、北浦町、玉造町におきましては同一でございます。麻生町におきましては第1段階から第5段階までそれぞれ若干の差異が生じております。納付方法でございますが、これについては3町ともに同一でございます。

続きまして、納期でございますが、麻生町におきましては本算定方式、北浦町、玉造町におきましては暫定方式でございます。なお、北浦町におきましては、第1期から第6期まですべて偶数月ということで、年金の支給月と同一月ということでございます。

続きまして、11ページをごらんいただきます。

認定審査会につきましてですけれども、3町ともに鹿行地方広域市町村圏事務組合介護認定審査会に委託ということで、3町ともに同一でございます。

続きまして、市町村特別給付でございますが、これは、玉造町のみの制度でございまして、玉造町におきましては、紙おむつ等支給サービス、それから、移送サービスを実施しております。麻生町、北浦町におきましては実施しておりません。

なお、この紙おむつ等支給サービスにつきましては、麻生町、北浦町におきまして、高齢福祉対策の中で類似事業を実施しているということでございます。

続きまして、居宅介護支援事業所でございますが、これにつきましては、北浦町、玉造町におきましてそれぞれ事業所を設置してございます。麻生町におきましては実施しておりませんが、麻生町社会福祉協議会、朝霞荘、白十字会、水郷医師会で同一のサービスを提供しているということでございます。

それでは、ページの9ページにお戻りいただきまして、介護保険事業の取り扱いについての調整方針（案）でございます。①保険料については、第3期介護保険事業計画に基づき、平成18年度から統一する。②納期については、合併時に北浦町の制度をもとに統一する。③認定審査については、現行どおりとする。④市町村特別給付については、合併時に玉造町の制度をもとに統一する。⑤居宅介護支援事業所については、合併時に新市の事業所を設置する。

以上提案いたします。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

○横山会長 事務局からの説明が終わりました。

それでは、皆さんにご意見を伺いたいと思います。

(異議なし)

○横山会長 異議なしということでございます。介護保険事業の取り扱いにつきましては、調整方針（案）のとおりに決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○横山会長 それでは、そのように決定をさせていただきたいと思います。

続きまして、協議事項の⑥であります。電算システムの取り扱いについてを議題といたします。

事務局より要点を説明いたしたいと思います。

○阿部書記 それでは、引き続きご説明させていただきます。

資料19ページでございます。協定項目23番、電算システムの取り扱いについてでございます。

調整方針の前に、若干の説明をさせていただきます。

合併における電算システムの統一、あるいはシステムのネットワーク化というものは非常に重要な問題でございまして、合併と同時に住民サービスの低下を招かないようシステムを統合することが求められているものであります。

こちらの現況でございますが、左側の住民記録系でございますが、これは、住民記録を基本に、住民票、印鑑証明の交付、税金の課税、徴収、国民健康保険や老人医療の管理等で、主に窓口業務などの住民サービスに大きくかわる分野を処理する業務で、これは、合併と同時に円滑な運用が求められるものでございます。右側に移りまして、住民記録系以外のシステムでございますけれども、これは、財務会計などの内部的な情報でございます。このほとんどが電算会社に差異がございまして、また、そのほとんどが単独処理業務となっております。これらについては、今後担当課、あるいは分科会等で十分な調整が必要でございます。

以上を踏まえまして、電算業務の調整方針（案）でございます。

電算システム業務については、合併時に電算システムを統合し、住民サービスの低下を招かないよう努める。ただし、単独処理業務において差異があるシステムについては、新市において調整する。

以上提案いたします。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

○横山会長 それでは、事務局からの説明が終わりました。皆さんにご意見を伺いたいと思います。何かございますか。

大曽根委員さん、お願いします。

○大曽根委員 玉造の大曽根でございます。お尋ねをいたします。

ここに、住民記録系、住民記録系以外として、システム名称やいろいろと表記されておりますけれども、現況としまして、3町でどのような形態で電算システムが進んでいるのか、3町それぞれの状況をお示しいただけれ

ば幸いと思います。よろしくお願いいたします。

○横山会長 それでは、大曾根委員さんの質問に、事務局よりお答え願います。

宮内委員さん。

○宮内守委員 今、ちょっと難しい質問だったようですから、ちょっと先に質問させていただきます。

この単独処理業務において差異のあるシステムについては、新市において調整すると。調整するということは、結局、新しくしなくてばらばらになるんですけれども、新市において調整して間に合うんですか。

○横山会長 それも含めて、宮内委員さん、説明しますから、お答えします。

はい。

○阿部書記 ご質問にお答えいたします。

まず、3町の現況を見ていただければわかると思うんですけれども、住民記録系の方は、3町ともにほとんど同一の委託会社なんです。右側の住民記録系以外のシステムについては、業者がそれぞれ違うということが現況でございます。基本的には、3町ともに同一のほとんど差異のないシステムということになっているんですけれども……。

○横山会長 ちょっと待ってちょうだい。よく説明して。

○羽生事務局長 申し上げます。質問の趣旨がはっきりつかめなかったんですが、麻生町、北浦町、玉造町、それぞれ住民記録系のシステムが組まれているようだけれども、現況はどうなっているんだというような質問の趣旨だったと思うんですが、それにしたがって答えますと、3町ともほとんど差異がないんですね、違いがない。と申しますのは、住民記録系、いわゆる住民基本台帳をもとにして、その情報から、住民税、あるいは税、それから印鑑登録、あるいは国民健康保険システム、老人保健、介護保険も、住民基本台帳の記録をベースにしてシステムを組んでいるよと。麻生町もそうである、北浦町もそうである、玉造もそうだ。それが、ここに示している住民記録系で、住民記録システムからずっとまわりまして、国民年金システムまでまわりますんですけれども、これらのシステムを住民基本台帳の情報をベースにシステム化しますという説明でよろしいでしょうか。

それから、もう1点お尋ねありました単独処理業務についての差異のシステムは、新市において調整するというのは間に合うかというようなお尋ねだったんですけれども、例えばですけれども、考え方的に、全部がそうだというふうに申し上げるのはちょっと難しいかと思いますけれども、例えば、この上から2行目に、給与計算システムというのございます。これは、ごらんいただきますと、3町ともそれぞれ違うシステムで今給与を計算している実態がございます。しかし、合併後には、一つのシステムがあれば、全庁的に給与計算が可能なわけですね。そうしますと、今は、三者が三者三様にシステムを導入しているけれども、合併後には一つのシステムで間に合いますよと。そういう意味で新市において調整していきたい、そういう考えでご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○横山会長 よろしいですか。

じゃ、もう一回お願いします。

○宮内守委員 住民サービスも、給料の話は給料であるんですけども、市民に向けて、いわゆる統一したものが皆さんに提供できて混乱しないというような状況であればそれはいいと思いますので、そういう意味で、差異があつて間に合うのかと、早目にやっておいた方がいいんじゃないかということでお話ししたのであります。

○横山会長 大曾根さん、じゃお願いします。

○大曾根委員 ありがとうございます。

再度質問させていただきます。

今、委託されているというような話が聞こえてきたのですけれども、その電算業務について委託されておる場合に、その委託料というのは各町でどれくらいなのか、差し支えがなければ教えていただきたいのですが。

それと、話を聞きます中において、コンピューターの入っている割合というか度合いが、町それぞれでちょっと違うんじゃないかと思うところがあるのですけれども、コンピューターの入っている台数はどれほどの違いがあるのか、ちょっと教えていただければと思うのですけれども。

○横山会長 大曾根委員さん、まことに申しわけないんですけども、これは、次の協議会までに資料を取り寄せて、3町の分をご報告したいと思います。きょうは資料がないので、何にしる複雑なコンピューター関係ですから、ひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

ほかにございますか。ほかに何かご質問等。

羽生委員さん、お願いします。

○羽生委員 麻生の羽生でございます。

これは、今こういうITの時代ですから、それを全部入れてしまうと、3町でも恐らく3分の1で職員が済むんじゃないかというようなことであろうと、そういうふうに考えますので、何が何だと、かにはかんだということで全部入れてしまえば、役場の職員はほとんどそんなに要らないと思うんです。今の自治法で、じゃ、おまえ要らないから、意気地がないからやめろというようなことも、これは難しいですね。そういうことは、やはりこれから3町が合併していく中でだんだんと調整を図っていったらいいんじゃないかなと、私はそういうふうに思います。

以上です。

○横山会長 ありがとうございました。

ほかにございませんね。よろしいですか。

(なし)

○横山会長 それでは、電算システムの取り扱いにつきましては、調整方針(案)のとおり決定をしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○横山会長 それでは、そのように決定をさせていただきたいと思います。

続きまして、提案事項に移らせていただきたいと思います。

提案事項につきましては、一括して説明をし、最後に委員の皆さんにご質問をしていくというような形にしたいと思います。よろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、事務局より提案事項の説明をお願いいたします。

○磯山調整班長 どうもご苦労さまです。

それでは、きょうお配りしてある資料の中の提案事項資料の1ページをごらんください。

提案事項①、協定項目12、条例・規則等の取り扱いについて説明いたします。

条例・規則等の取り扱いについては、新設合併による場合には、合併関係市町村の法人格が消滅するため、当該市町村の条例・規則等はすべて失効いたします。そのため、新市において必要な条例・規則等を新たに整備する必要があります。

参考資料といたしまして、お手元の麻生町、北浦町、玉造町一覧表を見てもらいたいと思います。

そこには、現在各町で施行している条例・規則等を同一、また類似ごとに並べて表示してあります。条例につきましては約 180、規則については約 200、その他要綱、規程等については約 330あります。

なお、作成時については、麻生町が平成16年1月1日現在、北浦町が平成15年4月1日現在、玉造町が平成15年12月5日現在で作成してあります。その後におきましては、各町の担当者同士で把握し、協議してもらうことになっております。

1ページの方に戻ってもらいたいと思います。

新市において必要な条例・規則等を新たに整備するに当たり、各協議項目の協議を踏まえて、次の区分により整備することが望ましいと思われます。

(1) として、新市発足と同時に市長職務執行者の専決処分により即時制定し、施行させる必要があるもの。制定手続による分類、①条例、制定権者（市長職務執行者）の専決処分により制定し施行する。（地方自治法第179条第1項）、②規則、訓令そのほか、制定権者（市長職務執行者）の職権により制定し施行する。（地方自治法第15条第1項）。

(2) といたしまして、新市発足後、逐次制定し、施行させることとするもの。①市長職務執行者の専決処分により制定になじまないもの（議案提案権が市にない条例、規則（委員会規則等）等）です。②新市発足時には必要がないが、合併後、逐次制定し、施行させるもの等。

(3) として、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。新市において、条例、規則等が制定されるまでの間暫定措置として、新市長の職務執行者が従来その地域に施行されていた条例、規則を新市の条例、規則として引き続き当該地域に施行することができる。（地方自治法施行令第3条）。事務手続として、暫定施行する条例等を告示し施行する。なお、旧町の特定の条例または規則を旧町それぞれの区域に適用する場合と、新市全域に適用する場合がある。

(4) として、合併時に廃止するもの。事務事業の調整により廃止となるもの、合併前に失効が決まっているもの等新市において制定する必要がないもの。

次の2ページを見てください。

そこに根拠法令を載せておきましたので、後でござんください。

また、次の3ページから5ページを見てもらいたいと思います。

そこには先進地事例を抜粋し、記載しておきましたので、後でござんください。

1ページの方に戻ってもらいたいと思います。

調整方針（案）といたしまして、条例・規則等の制定に当たっては、合併協議会の協議、承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。（1）新市発足と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの。（2）新市発足後、逐次制定し、施行させるもの。（3）新市発足後、新たな条例または規則が制定されるまでの間、引き続き一定の地域に暫定的に施行させるものの。

以上提案させていただきます。よろしくお願いします。

○江寺事務局次長 続きまして、先ほど一応説明をさせていただきましたけれども、事務組織及び機構の取り扱いでございます。資料、先ほどと同じ6ページ以降になりますけれども、6ページ、7ページについては説明を省略させていただきます、先ほどのイメージのところでは若干説明不足のところもあったようでありまして、先ほど休憩時間にご質問等もいただきましたので、若干その辺の補足をさせていただきたいと思います。

それと、先ほど事務所の位置のところでは会長からお話がありましたように、新市の事務所を新しくつくるその位置、それから時期については新市において必要な検討組織を設けるんだということで、それは、ひとつ切り離しをしていただいて、この資料につきましては、その新庁舎を建設するまでの間のそういう事務所の設置形態ということで今回資料を作成しておりますので、その点はひとつあらかじめ押さえておいていただきたいというふうに思います。

それから、この資料をつくるに当たってですけれども、条例上の事務所の位置が何ぞやという話もまた出てくるのかなと思いますけれども、ちょっと古くなるので、第2回の協議会のときに、新市の事務所の位置のところで、条例上の事務所の位置というものについては地方自治法でも規定しなければならないですよというようなことをご説明を申し上げました。その条例上の事務所の位置について、特にこうじゃなければいけないということは規定されていないわけですので、例えば、今回ご説明を申し上げるこの資料の中では、中段のイメージ図の中でいえば、〇〇庁舎というところを当面の事務所の位置とするというときは、これは、市長さんが当然いる事務所であると思いますし、そのほか通常の間接管理部門と言われる総務、企画、財政、そのほかの必要な部門が入ることになるというのが一般的な考え方なのかなというふうに思います。

そして、ほかの庁舎との関係でいえば、例えば、新しい市が対外的に、対住民ということではなくて、対国であるとか対県だとか、ほかの地域の団体だとか、そういう方とのやりとりであれば、条例上の事務所の位置というのは、文章の差出人の事務所の位置、新市の事務所の位置になるんだと思いますけれども、そのほか例えば住民票だとか納税証明をいろいろな庁舎で交付するというのであれば、それは、これからいろいろ議論をする庁

舎の権限の部分にもかかわりますけれども、それは、その庁舎の長の権限で発行したりということもできるかと思いますが、いろいろこの庁舎の課の配置だとか役割、権限というものについては、これから幾らでもというか、いろいろ検討して決めていただくというものだとすることをあらかじめご理解していただいた上で聞いていただきたいなというふうに思った次第でありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

説明は大体させていただきましたので、真ん中のイメージのところの説明させていただきますと、主幹課というところに、現在各町で置かれているいろいろな課がございます。条例上事務所というのは、多分管理部門を置く事務所の位置というふうに考えられるのかなと思います。そして、その管理部門以外の部門を□庁舎と△庁舎に分けていくんだと、そういう統括部門を主幹課というふうに呼びますが、分けていくんだというような考え方で、これでいいますと、□庁舎には税務課、住民課、福祉課、環境、健康という課が入っております。△の方は、経済、農業委員会、教育委員会に係る学務、生涯学習、水道が入るよというふうにこちらの表ではイメージをしているというところでございます。

それから、今申し上げました部門ごとに分けた主幹課以外の部分で各庁舎に配置をされていないものが出て参りますけれども、それについては、補う意味で、市民サービスで必要な部門をこちらの方に置きましょうと。ただ、それについては、今までのようにすべて課の組織で5人とか10人とか置くということではなく、ある一定程度ややっぱりその辺は整理をする必要があるだろうというのが皆さん行政効率という部分では必要になってくると思いますので、それらについては、先ほど申し上げましたいろいろな定員の関係だとか、それから、庁舎の建設の関係だとかいろいろ踏まえて、人の配置、組織のあり方というものは変化していかざるを得ない、変化すべきだというふうにご説明をさせていただきたいなというふうに思います。

そういうようなことで、こちらの方に、例えば□庁舎であれば、先ほど申し上げました主幹課の税務、住民、福祉、環境、健康以外の庶務関係、経済関係、建設関係、水道関係、会計関係、教育関係という形で、そういうふうに必要な部門はここに置かれるよと。△であれば、経済、農業委員会、教育、水道以外の税務、住民、福祉、環境、建設、健康等が置かれるというような形で住民サービスの確保を図っていくんだというような資料でつくってあるということでございますので、そういう形で若干補足という形で説明をさせていただきました。

あと、9ページ、10ページ、11、12、13ページについては、組織・機構に係る、これは、調整方針という形ですが、整備の考え方というふうに読んでいただいてもいいのかなというふうに思います。今回ご提案をさせていただく調整方針でご了解をいただけるということであれば、それに基づいて、具体の組織をどのようにするのかという部分については今後検討いたしまして、後日すぐというわけにはいきませんが、合併調印の前なのか後ろなのかわかりませんが、いずれにいたしましても、合併までにはこの協議会の中にご説明をさせていただくというような流れを考えております。あわせて説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○永峰総務班長 事務局の永峰でございます。

続いて、提案事項の③ということで、14ページをごらんいただきたいと思います。

協定項目の24の（1）ということで、広報広聴関係事業のご提案でございます。

まず最初に、3町それぞれの現況をご説明申し上げたいと思います。

まず、広報紙の発行の部分でございますけれども、それぞれ麻生町であれば「広報あそう」ということで毎月1回、15日の発行。北浦町であれば「広報きたうら」、毎月1回、第4金曜日の発行。玉造町であれば「広報玉造」、毎月1回、25日の発行ということで、それぞれ戸数分の部数を発行し、若干の多色刷りの関係でございますけれども、ほぼ同じような形で制作をしております。そして、配布方法につきましても、各地区の区長さんに依頼して全戸の配布と。また、一部郵送の配布も行っているということで、広報紙の発行の期日を除いては、ほぼ同じような考え方でそれぞれ広報紙の発行をしてございます。

その他の広報紙ということで、こちらについては若干の差異がございます。まず、麻生町の町民カレンダー、こちらについては毎月1回、1日の発行でございまして、新聞の折り込み。北浦町の「週報きたうら」におかれましては第2と第4の金曜日に発行し、こちらは各区長さんへ依頼し、全戸への配布と。こちら郵送の対応はなしということでございます。最後に、玉造町の週報でございますが、こちらは毎月の10日と25日の発行で、こちらについては、各区長さんへ配布を依頼し、各戸の回覧ということで対応をしてございます。その他の広報紙の部分で、それぞれ若干の差異が見られます。

続いて、視覚障害者への対応とインターネットの対応につきましては、3町ともここに記してございますように、ほとんど同一の内容ということでございます。

次に、広聴関係ということで、インターネットの関係でございますが、こちらは、ほぼ3町とも同じ内容でございます。若干広聴関係の制度としまして、麻生町に町政モニターの制度、北浦町に「私の提案制度」というものがございます。

続いて、地区懇談会、それぞれ名称は、「町長を囲む集い」、「行政懇談会」、「地区懇談会」となっておりますけれども、地区の要望に応じるなり、あるいは必要に応じて随時の開催ということで、同じような考え方で地区の懇談会を実施している状況でございます。

最後に、行政相談ということで、年の回数に若干差異はございますが、同じような考え方で、相談員の方1名を配置し、行政相談の事業を行っているというところでございます。

これらの現況を踏まえまして、14ページの上から3段目の調整方針（案）ということでございますけれども、まず、1つ目として、広報紙については、毎月1回の発行とし、各戸へ配布は当面現行どおりとすると。その他の広報紙については、合併時までには調整をする。2つ目といたしまして、広聴関係については、現在の各町の制度を基本に、新市において新たに創設をする。3つ目といたしまして、地区懇談会及び行政相談については、現在の各町の制度を基本に、新市において制度化を図るというような調整方針（案）のご提案でございます。

なお、16ページ以降19ページまで、先進の事例についての取り扱いの事例が掲載してございますので、こちらをご参考にごらんいただければと思います。

以上でございます。

○横山会長 ただいま次の協議会に提案させていただく事項につきまして説明をいたしました。これにつしまし

て、何か質問等ございますか。お願いします。提案だから、次に議論しやすいように、どんどん聞いてください。
よろしいですか、ございませんか。

(なし)

○横山会長 それでは、ないようでありますので、提案事項の説明につきましては以上のとおりとさせていただきますと思います。

委員の皆様方には、次回まで十分検討してきていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

次に、議題の③でありますけれども、その他について、事務局から説明をお願いいたしたいと思います。

○江寺事務局次長 その他の部分で若干ご説明させていただきたいと思います。

本日配付をさせていただきました参考資料をちょっとごらんいただきたいと思います。

先ほど麻生の議長さんからお話がありましたけれども、実は、農業委員会の法律が改正になるということで、前回、実は改正の動きがあるというような承知はしておったんですが、官報に載るまで、うちの方でちょっと確認をとれない中身を中途半端に説明したくないというのがありましたので、まことに恐縮でございます。失礼いたしました。今回出させていただきました。前回協議が27日ということで、公布が26日ということでございましたので、その辺ご了承いただきたいということで、ここでおわびを申し上げたいというふうに思います。

改正の内容でございますけれども、中段のところになりますが、主な改正といたしましては、選挙による委員さんの法定定数10から40ということで、これは、面積だとか農家数によって、さらに施行令の中で区分されてまいりますけれども、10人から40人までというふうに決められていたものが、40人を超えないということで、下限の定数の規定が廃止になったということでございます。

もう1点、選任による委員さんの推薦の方は、対象範囲と数について若干変更がございました。これまで農協と農業共済の方から各1名、合わせて2名ですね。それから、議会推薦が学識経験者5人以内ということになっておりますけれども、その団体推薦の方に土地改良区というのが加わりまして、農協、共済、土地改良区で各1名ずつ計3名、そして、1名ふえた部分も、議会の推薦の学識経験者の方が1名と4人以内ということになったということでございます。

なお、26日の官報の発行時点の施行期日というのは、まだ6カ月以内政令で定める日ということで、うちの方では確認できておりませんので、また確認がとれましたら、その辺は後日お知らせをしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

そして、2番目でございますけれども、新市の名称の募集を6月15日からいたすということで、前回、委員会におきまして決めていただいておりますところでございます。チラシの方が、きょうでき上がって、配布作業に入るというところでございます。6月10日から14日だったと思いますけれども、3町の広報なり週報の配布がありますので、それに合わせて、それと一緒に3町の各戸に配布いたすという予定でございますので、よろしくお願いいたします。

それから、あわせて、2町のときにもやったんですが、小・中学生向けの別のチラシをつくりまして、教育委員会さんを通じて別途配布をお願いしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、3点目ですけれども、合併特例法の経過措置が設けられましたというお話を前回させていただいたと思いますけれども、県の合併支援プランというのが改正になりまして、県の支援プランにつきましても、合併特例法と同じように18年3月まで延ばすということが6月3日決まったようでございます。

それから、4点目は、次回の協議会の開催でございます。6月24日木曜日、午後2時から、麻生町のレイクエコーということで、第1回の協議会のときにお知らせをしました日程どおりということでございます。6月24日木曜日、午後2時から麻生町のレイクエコーでございます。よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○横山会長 議事につきましては以上でございます。

ここで、顧問でございます香取先生がお見えになっております。

何かございますか。

(なし)

○横山会長 ないということであります。

それでは、皆様方におかれましては、長時間にわたりましてご協力をいただきまして、まことにありがとうございました。

進行役を事務局に渡したいと思います。

○一條事務局次長 議長、お疲れさまでした。ありがとうございました。

それでは、伊藤副会長より閉会の言葉をお願いしたいと思います。

○伊藤副会長 委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、また長時間にわたり慎重審議大変ご苦労さまでございます。また、本日は、北浦町の女性団体の皆さん始め各町の議員さん、そして、農業委員さん、その他の大勢の傍聴をいただきまして、大変ご苦労さまでございます。我々委員、一生懸命合併に向けて頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い致します。

これをもちまして、合併協議会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(閉会15:58)